



公 告

公 告 第 26 号
平成 29 年 3 月 17 日

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 東田 和也



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 全身用超音波診断装置3型点検整備 1回
 - (2) 履行期間 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
4. 入札日時 平成29年3月29日 13時46分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び運用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 堅田 まで。

電話番号 098-857-1228-1229

航空自衛隊那覇基地仕様書

仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	6515-427-2791-5		仕様書番号	
品名 又は 件名	全身用超音波診断装置3型点検整備		那覇LPS-M2.7-10-1	
			承認	平成27年 2月18日
			作成	平成27年 2月10日
			改正	平成28年 3月 2日
		作成部 隊等名	自衛隊那覇病院	

1 総則

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地で使用する全身用超音波診断装置3型の点検整備について規定する。

2 点検整備基準

点検整備の実施については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）」第40条の2第1項及び「医療施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）」第9条の12で定める基準に適合すること。

3 履行及び検査場所

航空自衛隊那覇基地

4 整備機材

製造会社：日立アロカメディカル、規格：α7 SSD-ALPHA7、納入年月：H24
12

5 点検整備内容

- (1) 本点検整備は年1回（3月）に実施するものとする。
- (2) 本点検整備の内容は分解、点検、定期交換部品の交換、清掃及び調整とする。

- (3) 本点検整備に必要な資材及び工具は、契約相手方で準備するものとする。
- (4) 契約期間中（4月1日から翌年3月31日）は修理回数にかかわらず出張費、作業工賃を無償とする。
- (5) 本点検整備中に官側が指示する場合は写真撮影し、原板共提出するものとする。
- (6) 契約相手方は、点検業務の前後に必要であると判断した場合、契約機器の状態確認、説明及び操作指導等の立会を行うものとする。
- (7) 本点検整備結果は、契約相手方が定める報告書を提出するものとする。
- (8) 本点検整備は、仕様書に基づき、監督官立会のうえ実施するものとする。

6 一般管理事項

- (1) 基地内の立ち入りについては、那覇基地規則に従い、許可された場所以外には立ち入ってはならない。
- (2) 契約相手方は点検整備の際、作業責任者を定め作業の安全に留意し、火災盗難等の事故防止に努めるものとする。

7 保証

- (1) 本品が契約相手方に寄託されている間の責任は、契約相手方が負うものとする。
- (2) 本点検整備終了後、点検整備にかかわる不具合が生じ、その原因が契約相手方の責任に基づくものと認められた場合は、契約相手方は無償で不具合の是正を行うものとする。

8 仕様書の疑義

仕様書に明記されていない事項又は疑義がある場合には、両者協議の上決定するものとする。ただし軽微なものについては官側の指示に従うものとする。